

# 2 資産課税

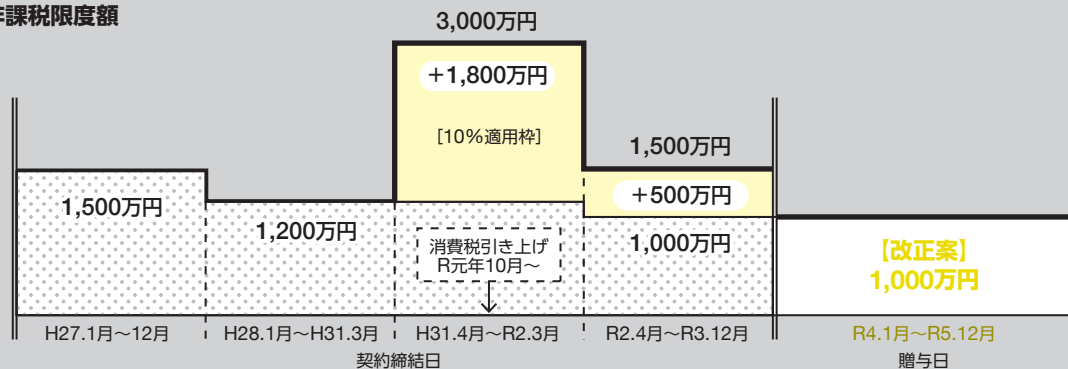
## (1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し(案)

■ 非課税限度額を見直した上で、適用期限(令和3年12月31日)を令和5年12月31日まで2年延長します。

### ■ 適用要件

- 住宅面積:床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋(合計所得金額が1,000万円以下の者:下限を40㎡以上に引き下げ)
- 受贈者 :直系卑属(合計所得金額2,000万円以下など)

### ■ 非課税限度額



※1 上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。

※2 受贈者の年齢要件:20歳

⇒【改正案】年齢要件を18歳以上に引下げ(令和4年4月以後)

※3 既存住宅は、①築年数が20年(耐火建築物は25年)以内 又は②耐震基準に適合していることが必要。

⇒【改正案】築年数要件を撤廃し、昭和57年以降に建築された住宅 又は 耐震基準に適合していることが証明された住宅 を対象とする。

※4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和3年12月末まで1,500万円(耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円)で据置き。

⇒【改正案】令和5年12月末まで2年延長。

## (2) 登録免許税におけるキャッシュレス納付制度の創設(案)

■ 登録免許税の納付については、現金納付を原則(一定の場合には印紙納付も可)としつつ、オンライン申請の場合に限り、インターネットバンキング等による納付が可能とされています。今般、規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、書面申請の場合にもインターネットバンキング等による納付を可能とするとともに、クレジットカード等による納付も可能にします。

※令和4年4月1日から施行

## (参考) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置(案)

○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%(現行:5%)とします。